

高浜地区復興まちづくり検討会 規約（案）

（目的）

第 1 条 高浜地区復興まちづくり検討会（以下「検討会」という。）は、東日本大震災により甚大な被害を受けた高浜地区において、再び津波により人命が失われることがないまちづくりを進め、活気があふれる地区の復興を実現するため、広く住民及び産業等関係者（以下「住民等」という。）の意見や地区の特性をふまえた住民主体の地区復興まちづくり計画（以下「復興まちづくり計画」という。）を策定し、宮古市に提案することを目的とする。

（活動）

第 2 条 検討会は、前条目的を達成するため次の事項を行う。

- (1) 復興まちづくり計画の検討と立案
- (2) 前号に必要な意見反映のための住民等への周知と意見の把握
- (3) 高浜地区復興まちづくりの会（以下「復興まちづくりの会」という。）の開催による復興まちづくり計画案の住民等への報告
- (4) 検討会の検討の各段階における住民等への情報提供として宮古市が発行する地区復興まちづくり便りの作成に関する協力
- (5) 復興まちづくり計画案の内覧会の開催等による住民等への復興まちづくり計画案の公表
- (6) 住民等の意見をふまえた復興まちづくり計画の宮古市長への提言
- (7) その他目的を達成するために必要な活動

（構成員）

第 3 条 検討会の構成員は、別表に定める者をもって構成する。なお、会長が認めた場合は構成員の追加等を行うことができる。

2 構成員の任期は、第 2 条の活動が終了する時までとする。

（会長及び副会長）

第 4 条 検討会に会長及び副会長 1 人を置き、構成員の互選により定める。

2 会長は、検討会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 会議は、必要に応じて会長が招集し、構成員の過半数の出席をもって成立する。

2 会議は、4 回開催する。ただし、会長が判断すればこの限りではない。

3 会長は、住民等の意見の把握や検討のために必要な場合、構成員以外の者を会議へ参加要請することができる。

4 会議は、公開とする。ただし、検討会の円滑な開催・運営に支障が生じないよう、傍聴者の規模や対象について制限を設けることができる。

(検討会の活動の支援)

第5条 検討会の円滑な活動推進のため、独立行政法人都市再生機構の支援を得ることができる。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、宮古市都市整備部都市計画課に置く。なお、ランドブレイン株式会社が事務局の支援を行う。

(規約の改正)

第8条 検討会の規約改正は、会議の話し合いにより、構成員の過半数の賛同をもって決定する。

(補則)

第9条 検討会の運営に関し、この規約に定めのない事項については、会議において協議する。

附 則

この規約は、平成23年●月●日から施行する。

高浜地区復興まちづくり検討会 傍聴規程（案）

（傍聴人）

- 第 1 条 傍聴人の定数は●人とし、会議を傍聴しようとする者が定数を超える場合は、抽選により傍聴人を決定する。
- 2 会議を傍聴しようとする者は、委員会開始 15 分前までに傍聴受付簿に自己の住所、氏名その他必要な事項を記入しなければならない。
- 3 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

（傍聴できない者）

第 2 条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入場することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 銃器その他他人に危害を加えるおそれのあるものを携帯している者
- (3) 議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者
- (4) その他会長が議事進行上必要あると認める者

（禁止行為）

第 3 条 傍聴席では、何人も次に掲げるような行為をしてはならない。

- (1) 私語、論談又は拍手などを行うこと
- (2) 議事を批評したり、又はこれに可否を表明すること
- (3) 委員又は係員に質問すること
- (4) 傍聴席からみだりに離れること
- (5) 写真や動画を撮影し、又は録音すること。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではない
- (6) その他会議の妨害となるような行為を行うこと

（退場命令）

第 4 条 会長は、前条の規定に違反する者に対しては、退場を命じることができる。

（補則）

第 5 条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成 23 年●月●日から施行する。